

第3号様式(第33条関係)

公文書公開・非公開決定異議申立書

平成25年4月2X日

(宛先) 処分庁

防府市長 松浦正人様

異議申立人 氏名 

下記のとおり異議申立てをする。

記

1 異議申立人の住所、氏名、生年月日

住所 住所

氏名 氏名

生年月日 平成X年X月X日生(X歳)

2 異議申立てに係る処分

平成25年3月15日付け防電第57号による**非公開決定**

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成25年3月23日

4 異議申立ての趣旨

非公開決定を取り消し公開とするよう求める

5 異議申立ての理由

別紙のとおり

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合には、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防府市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。

別紙

異議申立ての理由

(1) 異議申立て人は、平成25年3月4日、処分庁に対し、防府市情報公開条例に基づき、防府市が平成23年7月に山口県内のテレビ放送局らと会合したときの記録の公開を請求した。

(2) 処分庁は、平成25年3月15日、上記請求に係る公文書を非公開とする処分をした。

(3) 上記非公開処分の根拠は、同条例第11条第1項第2号とされ、その理由として、当該請求に係る公文書が存在しないためとの記載がある。しかし、これらは、非公開の理由とはならない。

(4) よって、異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

防府市長が平成23年7月11日午後3時15分から30分間、山口市小郡総合支所2階第3会議室にて、山口市長、宇部市長、yab山口朝日放送(株)社長、KRY山口放送(株)会長、山口ケーブルビジョン(株)社長でもあるtysテレビ山口(株)社長と、ケーブルテレビで福岡県の地デジを再放送(再送信)することについて面談しており、それに関する記録が存在しないとは考えられない。つまり、防府市は事実を隠ぺいしている。

(5) 以上のように、本件非公開処分は本条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

(6) 添付書類：処分庁が公文書の存在を隠ぺいしている根拠となる資料